

## 別記様式－1（提出要請書の送付書）

### 配置予定者資料提出要請書の送付書

平成●年●月●日

住 所  
商号 又は 名称  
代 表 者 氏 名 様

西日本高速道路株式会社

●●支社長【●●支社●●事務所長】 ●● ●●

●●業務【件名を記載】において貴社を競争参加者として選定したので、「提出要請書」を送付します。なお、配置予定者資料提出及び技術者評価型プロポーザル方式参加に関しては下記のとおりとします。

#### 記

1. 配置予定者資料の提出辞退は自由であり、辞退しても不利益な取り扱いはしない。
  2. 配置予定者資料の提出及び技術者評価型プロポーザル方式参加又は辞退の意思を別添の「提出及び参加意思確認書」により提出するものとする。なお、提出期限までに提出及び参加意思確認書の提出がない場合には、提出及び参加する意思がないものとみなす。また、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。
    - ①提出方法：●部を持参、郵便（書留郵便に限る）若しくは託送（※1）又は1部を電送（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。
    - ②提出先：●●支社●●部●●課【契約担当部署】  
(住所) 〒●●●●-●●●● ●●県●●市●●区●●  
(電話) ●●●●-●●-●●●●  
(FAX) ●●●●-●●-●●●●
    - ③提出期限：平成●年●月●日（●） ●時●●分※1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。
3. 提出及び参加要請書に関する説明会  
実施しない。
4. 質問事項は、提出及び参加要請書に記載する方法により受け付け、回答する。
5. 技術者資料の提出方法は、下記のとおりとする。
  - ①提出方法：●部を持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送するものとする。
  - ②提出先：2. ②に同じ。
  - ③提出期限：平成●年●月●日（●） ●時●●分
6. 照会窓口の連絡先：2. ②に同じ。

以 上

別 添

平成●年●月●日

西日本高速道路株式会社

●●支社長【●●支社●●事務所長】 ●● ●● 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ●● ●● 印

## 提出及び参加意思確認書

【配置予定者資料の提出及び技術者評価型プロポーザル方式に参加する場合】

●●業務【件名を記載】における配置予定者資料提出等要請書を受け、その提出及び参加意思確認書を提出します。

【辞退する場合】

●●業務【件名を記載】における配置予定者資料提出等要請書を受け取りましたが、本競争参加を辞退します。

以 上

別記様式－２ 標準特定通知書

番 号  
平成 年 月 日

住 所  
商号 又は 名称  
代 表 者 氏 名 様

西日本高速道路株式会社  
●●支社長【●●支社●●事務所長】 ●● ●●

見積者の特定通知について

(業務名)  
\_\_\_\_\_

平成●年●月●日付けで貴社から提出のあった標記業務の配置予定者資料及び同資料に記載の配置予定主任管理者の業務経験、論文審査、面接を行った結果、最も優れているものと認められ見積者として特定しましたので通知します。なお、見積額が契約制限価格の範囲内とならなかったときは、その者を除く次順位の者を見積者として特定することとなります。

## 別記様式－3 非特定理由通知書

番 号  
平成 年 月 日

### 非特定理由通知書

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

様

西日本高速道路株式会社

●●支社長【●●支社●●事務所長】●● ●●

先に申請のあった●●業務【件名を記載】に係る配置予定者資料及び同資料に記載の配置予定主任管理者の業務経験、論文審査、面接を行った結果、見積者として特定されませんでしたので通知します。

なお、見積者として特定された者の見積りが契約制限価格の範囲内とならなかったときは、その者を除く標記業務の実施上の能力が最も優れた管理技術者を配置予定とした者を見積者として特定することとなります。

#### 記

1. 業務名 ●●業務
2. 非特定理由 「配置予定者資料等を特定するための基準」に基づき評価した結果、配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力(又は配置予定者資料の内容(必要に応じて別紙-1を参考に記載))が相対的に低かったため非特定となっています。【記入例】
3. 非特定理由の説明請求  
書面により当職に対して非特定理由の説明を求めることができます。  
非特定理由の説明要求の受付窓口について
  - ・受付窓口：西日本高速道路株式会社●●支社●●部●●課【契約担当部署】  
〒●●●●-●●●● ●●県●●市●●町●●-●●-●●  
TEL ●●●●●-●●●-●●●●●
  - ・受付期間：平成●年●月●日から平成●年●月●日（土曜日、日曜日及び祝日【年末年始に入札手続期間が含まれる場合は、「祝日及び年末年始（平成●年●月●日から平成●年●月●日）」とする。】を除く）の午前10時から午後4時まで

以 上

## 別記様式－4 標準回答書例

### 回 答 書

番 号  
平成●年●月●日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

西日本高速道路株式会社  
●●支社長【●●支社●●事務所長】 ●● ●●

平成●年●月●日付で、提出された非特定理由に係る説明要求に対して、次のとおり回答します。

1. 業務名 ●●業務

2. 非特定理由に係る説明要求内容  
「非特定理由通知書」（平成●年●月●日付●●第●●号）の説明

3. 回答

#### 【記入例】

配置予定主任管理者の経験及び業務実施上の能力について、配置予定管理技術者が有する業務経験及び専門技術力が相対的に低かったため（又は配置予定者資料の不備内容を記載（必要に応じて別紙-1を参考に記載すること。）、非特定となっております。

別記様式－5 特定理由書

特 定 理 由 書

- ① 対象業務 : ○○設計
- ② 方 式 : ○○プロポーザル (技術者評価)
- ③ 特定年月日 : 平成○○年○○月○○日

評価項目	評価の着目点	評価の ウェイト	1 (特定業者)		2 A者		3 B者		備 考
			評 価	点 数	評 価	点 数	評 価	点 数	
業務実施体制	下請負若しくは委任の内容の妥当性								
予定技術者の経験及び業務実施能力	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容							
		平成○年度以降の同種又は類似業務の実績の内容							
		手持ち業務の合計金額及び件数							
		当該分野従事期間							
		当該事務所、周辺での業務実績							
		技術者表彰、業務表彰経験の有無							
		当該業務に係る工事又は維持管理の実績の有無							
	担当技術者	技術者が有する技術者資格およびその専門分野の内容							
		平成○年度以降の同種又は類似業務の実績の内容							
		手持ち業務金額件数							
		当該分野従事期間							
		当該事務所、周辺での業務実績							
		技術者表彰、業務表彰経験の有無							
		当該業務に係る工事又は維持管理の経験の有無							
	照査技術者	技術者が有する技術者資格およびその専門分野の内容							
		平成○年度以降の同種又は類似業務の実績の内容							
		当該分野従事期間							
	現場作業責任者	技術者が有する技術者資格およびその専門分野の内容							
		平成○年度以降の業務の実績の内容							
	ヒアリング	専門技術力の確認							
コミュニケーション力									
業務への取り組み姿勢									
合計									
参考見積	提案内容と見積内容の整合性								

(注) 契約情報の公表に当たっては、上記の評価表における業者名は特定業者以外は匿名とする。

## 別紙ー 1 非特定理由及び非特定理由に対する説明標準回答書例

### 非特定理由及び非特定理由に対する説明の回答方法 標準記入例

#### 1. 配置予定者資料の審査結果後、発出する非特定理由通知書

基本的スタンスは調査等請負契約に係る指名基準により説明する。

##### (1) 欠格要件に該当する場合

①不誠実な行為が認められたため

②経営状況が著しく不健全であると認められたため

##### (2) 技術審査基準により不適格となる場合

技術的適性の評価の結果不適格と認められたため

##### (3) 技術審査基準により非特定とする場合（(1)、(2)以外）

「配置予定者資料等を特定するための基準」に基づき評価した結果、配置予定者の経験及び業務実施能力が相対的に低かったため。

#### 2. 非特定理由の通知後の、説明要求に対する回答

##### (1) 1. (1) の場合：指名基準の運用基準により説明する。

①について ・指名停止要領に基づく指名停止期間中の者であったため、非特定となっております。

・契約の履行が不誠実であると認められたため、非特定となっております。

・請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であると認められたため、非特定となっております。

②について ・手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実が認められたため、非特定となっております。

・賃金不払いに関し厚生労働省からの通報があり、明らかに不適切であると認められたため、非特定となっております。

##### (2) 1. (2) の場合：「配置予定者資料等を特定するための基準」の中の着目点で説明する。

・配置予定者の経験及び業務実施能力について同種（又は類似）業務の実績がなかったため、非特定となっております。

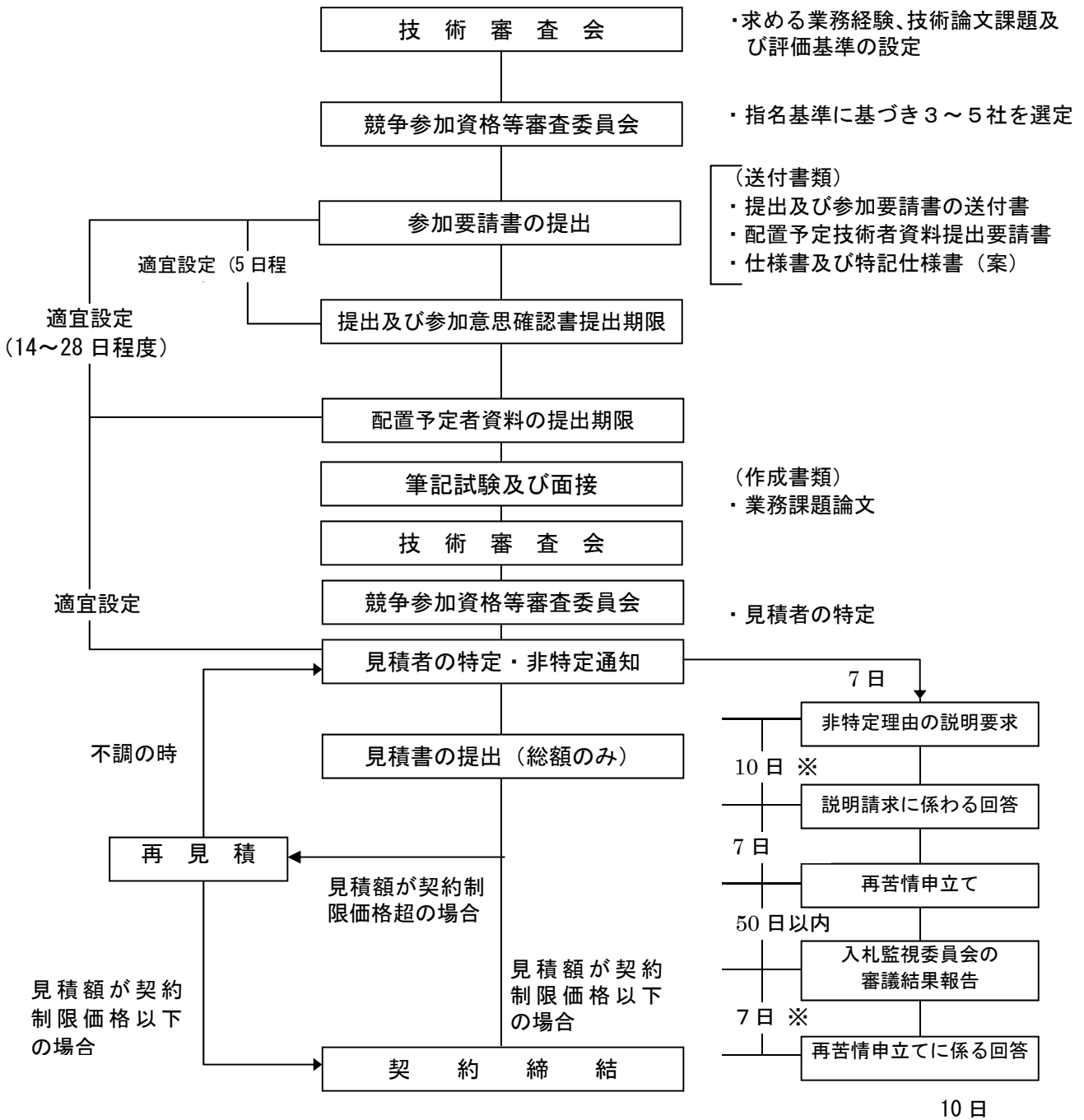
・配置予定者の経験及び業務実施能力について配置予定者に適切な格がなかったため、非特定となっております。

##### (3) 1. (3) の場合：「配置予定者資料等を特定するための基準」の中の着目点で説明する。相対的に低い評価であった評価項目が複数ある場合は列挙する。

・「配置予定者資料等を特定するための基準」のうち、配置予定管理技術者が有する業務経験及び専門技術力が相対的に低かったため非特定となっております。

## 別紙－２ 標準的日数

### 技術者評価型プロポーザル方式



※ 行政機関の休日は含まない。  
 (注) 上記の日数は、標準的日数である。